

役員等の報酬等の支給に関する基準

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人風（以下「法人」という。）の理事、監事、及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）について、定款の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（報 酬）

第2条 法人の役員等が職務を遂行したことによる報酬については、別表に定めるとおりとする。

（費用弁償）

第3条 法人の役員等が職務を行うために要した費用弁償については、別表に定めるとおりとする。

（旅 費）

第4条 法人の役員等が職務を行うため市外に旅行するときは、旅費を支給する。

2 前項の規定による旅費の支給については、出張旅費規程を準用する。

（重複支給の調整）

第5条 職員が役員等を兼ねている場合には、役員等としての報酬等は支給しない。

（公 表）

第6条 この基準をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改 廃）

第7条 この基準の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補 則）

第8条 この基準の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から適用する。

この基準は、令和3年7月1日から適用する。

この基準は、令和7年7月1日から適用する。

別表

役員等の報酬等の支給に関する基準表

役職名	報酬の額	区分	費用弁償の額	区分	備考
理 事 長	20,000円	月額	—	—	費用弁償は支給しない
常 務 理 事	180,000円	月額	—	—	費用弁償は支給しない
理 事	5,000円	月額	—	—	費用弁償は支給しない
監 事	5,000円	月額	—	—	費用弁償は支給しない
評 議 員	5,000円	日額	—	—	費用弁償は支給しない

脚注

1. 支給の方法は、職員給与規程を準用し、本人の指定する本人名義の預金口座へ振り込み支給することができる。ただし、評議員には、出席した評議員会の都度、その日額を直接本人に支払う。
2. 常務理事には、職員給与規程を準用し通勤手当を支給する。
3. 評議員選任・解任委員の報酬は、評議員に準じて支給する。
4. 上記の報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。
5. 法人は別途、役員等の損害賠償責任を補償する保険に加入する。
6. 監事について、監査を実施したときは日額20,000円を支給する。